

表1-501 「土壌汚染対策法」に基づく届出・申請・指定等の状況
(令和2年度)

届出・申請・指定等の内容		件数
法第3条 (注1)	有害物質使用特定施設の廃止	13
	調査結果報告(第1項)	4
	調査猶予申請	10
	調査結果報告(第8項)	1
法第4条	一定の規模以上の土地の形質の変更の届出	70
	届出に併せた調査結果報告	8
	調査命令発出	0
法第5条	調査命令発出	0
法第6条	要措置区域として指定(全部解除)	0(1)
	要措置区域の件数(令和3年3月末現在)	8
法第11条	形質変更時届出区域として指定(全部解除)	4(2)
	形質変更時届出区域の件数(令和3年3月末現在)	22
法第14条	指定の申請	2

(注1) 法第3条については、有害物質使用特定施設の廃止年度と調査結果報告・調査猶予の年度が異なる場合があること、また、調査猶予の取り消し後に調査結果報告を行う場合があることから、結果報告件数と調査猶予件数の合計が有害物質使用特定施設の廃止件数と一致しない場合があります。

土壌のダイオキシン類については、平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」において常時監視及び調査測定が定められており、本市では平成12年度～平成16年度の5カ年計画において、一般環境把握調査として約1万人に1地点を目安として計100地点、発生源周辺状況把握調査(主要な発生源からの影響が比較的大きいと思われる地点)として計186地点について、土壌の調査を実施しました。その結果、すべての地点で土壌の環境基準を下回っていました。

以後、市内の未調査地域を減少させる方針で、公園、学校等の公共用地において、一般環境把握調査を行ってきましたが、すべての地点で土壌の環境基準を下回っていました。

東日本大震災以降は、震災廃棄物仮設焼却炉の影響を確認するための発生源周辺状況把握調査も行い、平成26年度の焼却炉解体後の確認調査までの期間、全ての地点で土壌環境基準を下回っていました。令和2年度は一般環境把握調査を3地点で行い、すべての地点で土壌の環境基準を大幅に下回っていました。

表1-502 土壌ダイオキシン一般環境把握調査(令和2年度)

調査地点		毒性等量(μg-TEQ/g)	環境基準(μg-TEQ/g)
1	青葉区 北六番丁小学校	0.65	1,000
2	宮城野区 鶴巻小学校	0.059	
3	泉区 長命ヶ丘六丁目西公園	0.86	

(試料採取日: 令和2年8月17日)

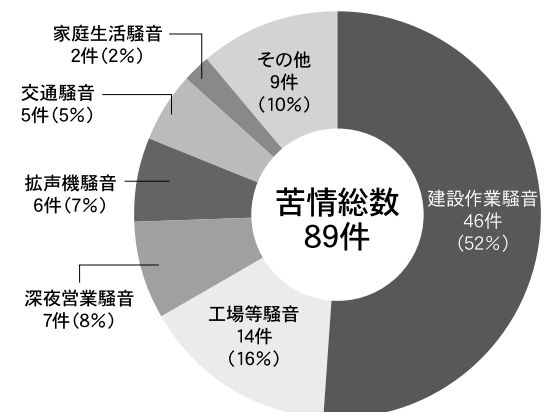
6 騒音・振動

騒音・振動は、各種公害の中でも日常生活に深く係わりをもっており、都市においては自動車や鉄道・航空機などの交通機関や工場、事業場、さらに、建物の解体や建設作業も大きな発生源となっています。また、飲食店などの深夜営業や移動販売車の拡声機等のほかに、家庭生活に伴うものなど多様な騒音源・振動源が存在しています。

特に、騒音については市民の生活環境を損なう要因となっており、令和2年度は全公害苦情129件のうち騒音に関するものが89件で69%を占めています。

道路に面する地域については、自動車騒音の面的評価を行っています。令和2年度の環境基準達成率は約95.8%でした。

図1-601 騒音発生源別苦情処理件数(令和2年度)



※割合は端数処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

(1) 騒音・振動の現況

①工場・事業場周辺の騒音・振動

住宅地に混在する中小規模の工場・事業場は、民家との距離が近かったり、防音や防振対策が不十分であるために、騒音・振動が問題となることがあります。抜本的な対策としては施設の移転が考えられますが、移転地の確保や資金の調達等が難しいこともあり、解決を困難なものとしています。

令和2年度の工場・事業場が発生源となっている騒音に関する苦情は14件、振動に関する苦情はありませんでした。

②建設作業による騒音・振動

建設作業は主に屋外で作業が行われ、また、大型の機械が使用されることから、発生する騒音・振動がきわだって大きくなり、苦情発生の原因となります。

令和2年度の建設作業に関する騒音の苦情は46件、振動の苦情は2件でした。市街地、住宅地でのビルや家屋の解体、建築に伴う苦情が多くありました。

③鉄道・航空機の騒音・振動

a 東北新幹線鉄道

新幹線鉄道に係る騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況を把握するため、太白区西中田、宮城野区岩切の2地区4地点を選定し、定点測定を行っています。

令和2年度の騒音については、軌道中心から50mでは環境基準を達成したものの、軌道中心から25m、12.5mのすべての地点において、環境基準を達成しませんでした。振動については、すべての測定地点において環境省の「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」の指針値を下回っています。

表1-601 東北新幹線鉄道定点の環境基準等達成状況(令和2年度)

測定場所	測定日	面する車線	地域類型	騒音測定値及び環境基準達成状況						振動測定値及び指針値達成状況								
				環境基準	測定本数	軌道中心からの距離			指針値	測定本数	軌道中心からの距離							
						12.5m	25m	50m			12.5m	25m						
宮城野区	岩切字東河原	6/2	上り	I	70dB	20	77	×	73	×	67	○	70dB	20	56	○	55	○
	岩切字東河原	6/9	下り			20	76	×	71	×	67	○		20	55	○	54	○
太白区	西中田6丁目	7/17	上り	I	70dB	20	77	×	75	×	70	○	70dB	20	52	○	50	○
	西中田7丁目	6/23	下り			20	76	×	72	×	68	○		20	53	○	50	○

(注) 環境基準達成状況：達成○、非達成× 指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(環境省)」
地域類型 I：主として住居の用に供される地域 II：商工業の用に供される地域等。I以外の区域であって通常の生活を保全する必要がある地域

b 航空機

本市には、南東部に陸上自衛隊霞目飛行場があり、周辺地域は航空機騒音に係る環境基準の地域類型の指定がなされています。令和2年度の航空機騒音の測定

は沖野東小学校と周辺住宅地内の計6地点で行い、全ての地点で環境基準を達成しました。

表1-602 航空機騒音の環境基準達成状況(令和2年度)

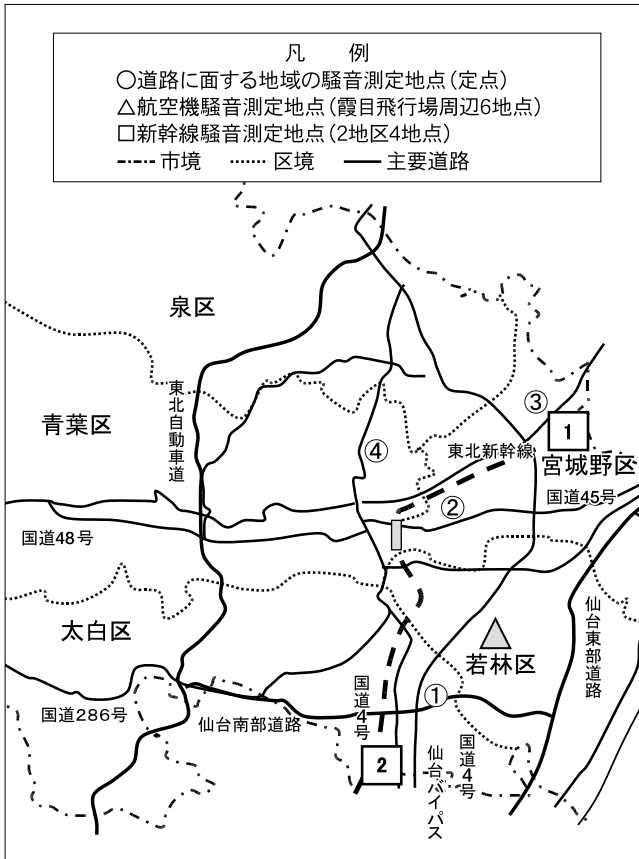
測定地点	調査地域	測定日数	地域類型	環境基準(Lden)	測定値	環境基準達成状況
No.3	若林区遠見塚東	7	II	62	48	○
No.4	若林区古城	7	II	62	44	○
No.5	若林区霞目	7	II	62	49	○
No.6	若林区沖野東小学校	365	II	62	41	○
No.8	若林区沖野(1)	7	I	57	38	○
No.11	若林区沖野(2)	7	I	57	55	○

(注) 環境基準達成状況：達成○、非達成×
地域類型 I：専ら住居の用に供される地域 II：I以外の区域であって通常の生活を保全する必要がある地域

④自動車騒音

自動車騒音について、令和2年度は市内の主要な幹線道路94路線、399区間について、騒音レベルの実測または予測により、道路から50mの区間にある建物を対象に評価を行いました。この中で、24時間の騒音測定を、定点4カ所を含めて15カ所で実施しました。

図1-602 騒音の測定地点(令和2年度)



路線ごとの結果では、市道や県道に比べ、国道、特に高速自動車国道で環境基準の達成率が低い状況となっています。(表1-603)

対象となった建物について、市域全体で評価すると、路線が交差するなどによる重複建物を除いた対象建物98,684戸のうち、昼間(6時~22時)、夜間(22時~6時)ともに環境基準を達成したのは94,553戸で達成率は95.8%でした。

表1-603 幹線道路の環境基準達成状況(令和2年度)

道路種別	主な路線名	評価対象戸数	環境基準達成戸数	環境基準達成率
高速自動車国道	東北自動車道	381戸	220戸	57.7%
一般国道	国道4号線、45号線、286号線、仙台東部道路など	21,953戸	19,460戸	88.6%
県道	仙台松島線、仙台東線、塩釜亘理線、仙台南環状線など	33,640戸	32,391戸	96.3%
市道(4車線以上)	台原南小泉線、仙台南環状線、長町八木山線など	48,582戸	48,004戸	98.8%

(注) 環境基準達成戸数は昼・夜とも達成したものを。

なお、自動車騒音の測定の際に、近傍の一般地域の騒音レベルを測定し、自動車騒音の面的評価を行う際の背後地騒音レベルに位置付けるとともに、令和2年度より一般地域の騒音の環境基準達成状況の評価対象としました。

令和2年度は、A類型7地点、B類型3地点の計10地点で測定したところ、すべての地点で環境基準を達成していることが確認されました。

(2) 騒音・振動防止の取り組み

騒音・振動の発生源対策として、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づいて特定工場及び特定建設作業について規制指導を行うとともに「宮城県公害防止条例」、「仙台市公害防止条例」に基づく規制指導を行っています。さらに、庁内の連携により、建築審査時の事前指導や事業部局による公共事業発注時の業者指導の徹底など騒音・振動防止対策の推進に努めています。

工場・事業場の騒音・振動に関する苦情については、市内に大規模工場が比較的少ないことや近年の防音防振技術の向上により、広範囲に被害が及ぶような苦情は少なく、小規模の工場や建設作業等、開放型事業場に関する苦情や家庭生活に起因する苦情の占める割合が高い傾向にあります。

①法・条例に基づく届出

a 工場・事業場の届出状況

令和2年度末現在の法・条例に基づき届出のある特定施設数は、「騒音規制法」によるものは5,775件、「振動規制法」によるものは922件、「宮城県公害防止条例」によるものは、騒音が1,343件、振動が8,298件となっています。

b 建設作業

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の令和2年度の届出は、それぞれ169件と117件で、建物の解体や建築作業に伴うさく岩機及びブレーカー、くい打ち機、空気圧縮機を使用する作業が大部分を占めています。

図1-603 「騒音規制法」に基づく特定施設届出状況

(令和2年度末)

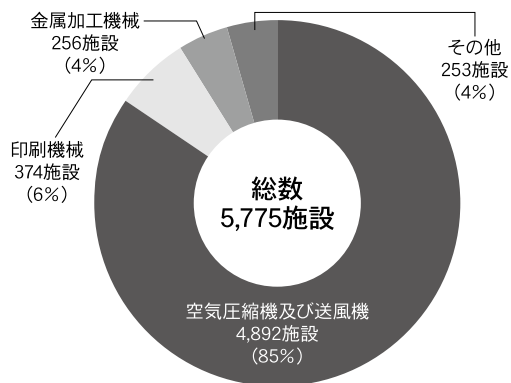


図1-604 「振動規制法」に基づく特定施設届出状況

(令和2年度末)

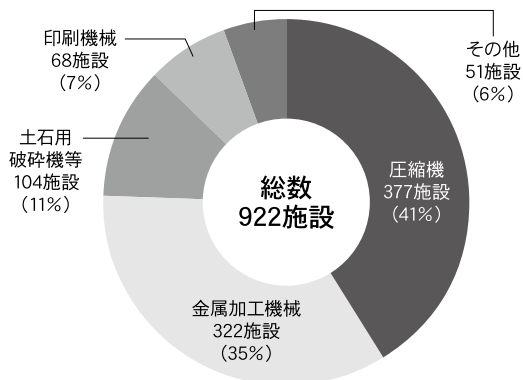


図1-605 「宮城県公害防止条例」に基づく騒音の特定施設届出状況

(令和2年度末)

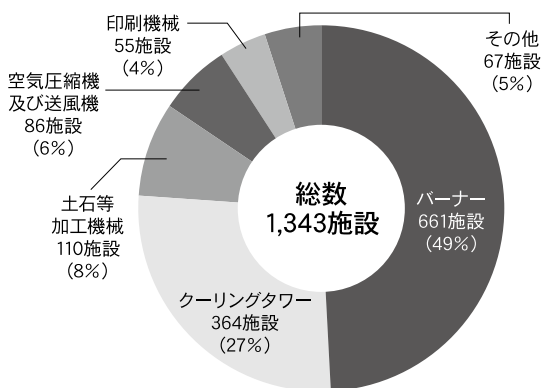
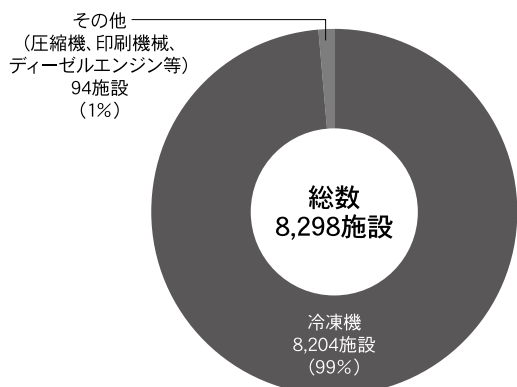


図1-606 「宮城県公害防止条例」に基づく振動の特定施設届出状況

(令和2年度末)



※(図1-603~606) 割合は端数処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

図1-607 「騒音規制法」に基づく特定建設作業届出状況

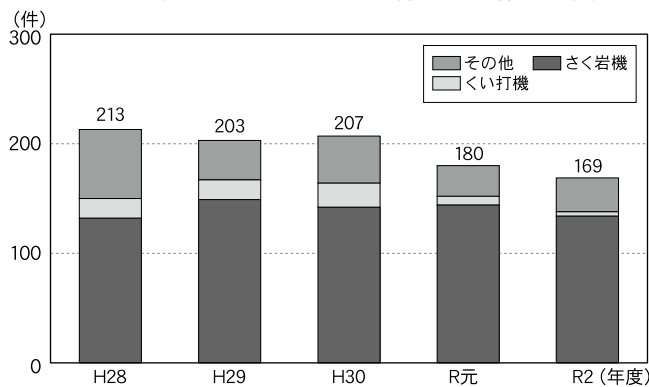
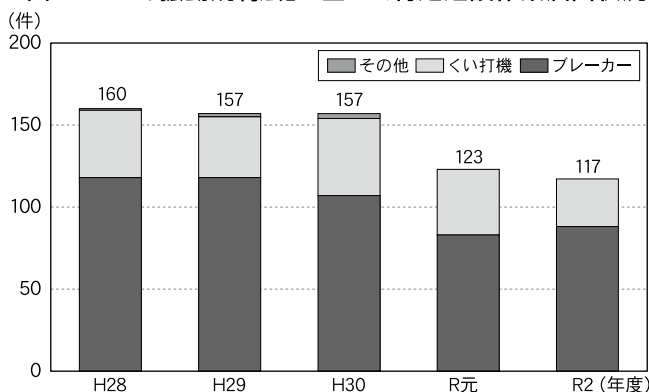


図1-608 「振動規制法」に基づく特定建設作業届出状況



②法・条例に基づく指導

法及び条例に基づく届出時において、発生施設を住居等から隔離することを基本に、機械などの適正配置や防音対策の強化など、周辺の生活環境に配慮するよう指導しています。

また、建設作業に伴う騒音・振動については届出の書類審査時に、防音シートの設置や低騒音・低振動型機械の使用、作業時間帯の適正化、作業方法の改善等を指導しています。さらに、騒音・振動が発生する作業の工程などを周辺住民に対して十分に説明し、理解してもらうよう事業者へ指導しています。

③環境基準達成のための取り組み

a 道路交通

交通量の多い幹線道路に面する地域の環境基準達成のために、道路構造対策として自動車騒音の低減に効果的な排水性舗装(低騒音舗装)の施工や、幹線道路と住宅の間に緑地帯や歩道を設けるほか、交通量抑制対策、交通流円滑化対策及び沿道の適正な土地利用の誘導を推進するよう関係部署に働きかけています。

b 鉄道

東北新幹線については、騒音・振動測定の結果、環境基準を達成していないことから、関係機関と連携し、JR東日本に騒音低減対策の推進を要望しています。

c 航空機

陸上自衛隊霞目飛行場については、航空機騒音の環境基準を達成していますが、引き続き騒音測定及び陸上自衛隊との情報交換を通し、航空機騒音の低減を働きかけています。

7 化学物質

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」(平成12年3月30日施行)により、人の健康や生態系に有害な影響をおよぼすおそれのある特定の化学物質について、大気中に飛散した量や廃棄処理した量を事業者自ら把握して、毎年、県もしくは市経由で国に届出をしています。

(1)化管法による集計結果

令和元年度分は、市内の225事業所から68種類の化学物質の届出があり、排出量・移動量の合計は446tでした。この量は、全国の届出排出量・移動量384,054tの0.12%、宮城県全体の届出排出量・移動量1,766tの25%でした。内訳は、総排出量が161t(36%)であり、大気への排出が137t、公共用水域への排出が24t、総移動量が286t(64%)であり、事業所外への廃棄物移動が283t、下水道への移動が2.3tでした。また、届出排出量・移動量の多い物質は、鉛化合物、マンガン及びその化合物、トルエンで、上位10物質を合計すると計415tとなり、届出排出量・移動量合計446tの93%になります。

排出量・移動量の合計の最も多い業種は鉄鋼業(220t)、排出量の最も多い業種は燃料小売業で、移動量の最も多い業種は鉄鋼業でした。

図1-701 届出排出量・届出移動量の構成(令和元年度実績)

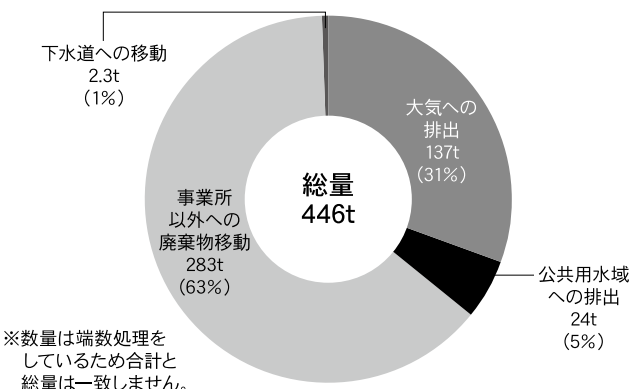
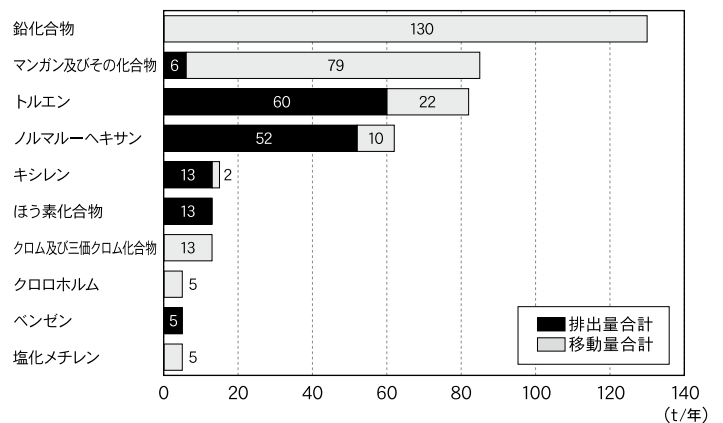


図1-702 届出排出量・移動量の多い上位10物質の内訳



(2)化学物質への取り組み

「化管法」では、単に化学物質の排出・移動量の届出を行うだけでなく、市民・事業者・行政間でその情報を共有し、化学物質の排出を削減していくことを目指しており、この排出・移動量についてはホームページに掲載しています。「化管法」の施行により、排出削減への意識が高まり、削減装置の導入や、作業工程の改善、物質代替により削減への取り組みが進んでいます。特に排出量の多くを占めるトルエンやキシレンは、塗料や印刷用のインキなどに含まれる物質ですが、これらを含まない塗料やインキへの切り替えが進んでいます。

また、排出量の多いノルマル-ヘキサンは石油やガソリンに含まれる揮発性物質で、製油所やガソリンスタンドから大気中に排出されています。